

商品概要説明書

P1・・・スーパー定期貯金〈単利型〉

P3・・・スーパー定期貯金〈複利型〉

P5・・・期日指定定期貯金

P7・・・変動金利定期貯金〈単利型〉

P9・・・変動金利定期貯金〈複利型〉

商品概要説明書

スーパー定期貯金<単利型>

(2019年10月1日現在)

商品名	・スーパー定期単利
ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 ・期日指定方式 1か月超5年未満 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・1,000円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭のコピーボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組み入れることができます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・預入期間2年のものは中間払利息を定期貯金とすることができます。 ・個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 約定した預入期間が1か月以上3年未満の場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×30% ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% ⑤ 2年以上3年未満 約定利率×70% <p style="margin-left: 20px;">ただし、②から⑤の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> (2) 約定した預入期間が3年以上4年未満の場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×20% ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×30% ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×40% ⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×50% ⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×60% ⑦ 3年以上4年未満 約定利率×70%

	<p>ただし、②から⑦の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> <p>(3) 約定した預入期間が4年以上5年未満の場合</p> <table border="0"> <tr><td>① 6か月未満</td><td>解約日における普通貯金利率</td></tr> <tr><td>② 6か月以上1年未満</td><td>約定利率×10%</td></tr> <tr><td>③ 1年以上1年6か月未満</td><td>約定利率×20%</td></tr> <tr><td>④ 1年6か月以上2年未満</td><td>約定利率×30%</td></tr> <tr><td>⑤ 2年以上2年6か月未満</td><td>約定利率×40%</td></tr> <tr><td>⑥ 2年6か月以上3年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr> <tr><td>⑦ 3年以上4年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr> <tr><td>⑧ 4年以上5年未満</td><td>約定利率×80%</td></tr> </table> <p>ただし、②から⑧の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> <p>(4) 約定した預入期間が5年の場合</p> <table border="0"> <tr><td>① 6か月未満</td><td>解約日における普通貯金利率</td></tr> <tr><td>② 6か月以上1年6か月未満</td><td>約定利率×10%</td></tr> <tr><td>③ 1年6か月以上2年未満</td><td>約定利率×20%</td></tr> <tr><td>④ 2年以上2年6か月未満</td><td>約定利率×30%</td></tr> <tr><td>⑤ 2年6か月以上3年未満</td><td>約定利率×40%</td></tr> <tr><td>⑥ 3年以上4年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr> <tr><td>⑦ 4年以上5年未満</td><td>約定利率×80%</td></tr> </table> <p>ただし、②から⑦の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> <p>・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。</p>	① 6か月未満	解約日における普通貯金利率	② 6か月以上1年未満	約定利率×10%	③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×20%	④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×30%	⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×40%	⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×50%	⑦ 3年以上4年未満	約定利率×60%	⑧ 4年以上5年未満	約定利率×80%	① 6か月未満	解約日における普通貯金利率	② 6か月以上1年6か月未満	約定利率×10%	③ 1年6か月以上2年未満	約定利率×20%	④ 2年以上2年6か月未満	約定利率×30%	⑤ 2年6か月以上3年未満	約定利率×40%	⑥ 3年以上4年未満	約定利率×60%	⑦ 4年以上5年未満	約定利率×80%
① 6か月未満	解約日における普通貯金利率																														
② 6か月以上1年未満	約定利率×10%																														
③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×20%																														
④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×30%																														
⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×40%																														
⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×50%																														
⑦ 3年以上4年未満	約定利率×60%																														
⑧ 4年以上5年未満	約定利率×80%																														
① 6か月未満	解約日における普通貯金利率																														
② 6か月以上1年6か月未満	約定利率×10%																														
③ 1年6か月以上2年未満	約定利率×20%																														
④ 2年以上2年6か月未満	約定利率×30%																														
⑤ 2年6か月以上3年未満	約定利率×40%																														
⑥ 3年以上4年未満	約定利率×60%																														
⑦ 4年以上5年未満	約定利率×80%																														
<p>貯金保険制度 (公的制度)</p>	<p>・保護対象 当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>																														
<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当J A本支店（所）または金融共済部（電話：077-582-8861）にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J Aバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A金融共済部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>滋賀弁護士会（電話：077-522-3238） 京都弁護士会（電話：075-231-2378）</p> <p>なお、上記弁護士会へ直接お申し立ていただくことも可能です。ただし、滋賀弁護士会へ直接お申し立てをされる場合には、事前に弁護士による法律相談（有料）を受け、紹介状を作成してもらう必要があります。（弁護士を代理人としてお申し立てされる場合には不要です。）</p>																														
<p>その他参考となる事項</p>	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>																														

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aおうみ富士

商品概要説明書

スーパー定期貯金＜複利型＞

(2019年10月1日現在)

品名	・スーパー定期複利
ご利用いただける方	・個人のみ
期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定型方式 3年、4年、5年 ・ 期日指定方式 3年超5年未満 ・ 定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括預入 ・ 1,000円以上 ・ 1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後に一括して払い戻します。 ・ 一部支払いの取扱いができます。預入日の1か月後の応当日以後に、1万円以上1円単位で、当J A所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。 ・ 20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・ 金利は店頭のコピーボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動継続扱いのものは総合口座の担保に組み入れることができます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 (1) 約定した預入期間が3年以上4年未満の場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×20% ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×30% ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×40% ⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×50% ⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×60% ⑦ 3年以上4年未満 約定利率×70% <p style="margin-left: 20px;">ただし、②から⑦までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> (2) 約定した預入期間が4年以上5年未満の場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×10% ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×20% ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×30% ⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×40% ⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×50% ⑦ 3年以上4年未満 約定利率×60% ⑧ 4年以上5年未満 約定利率×80%

	<p>ただし、②から⑧までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> <p>(3) 約定した預入期間が5年の場合</p> <table border="0"> <tr> <td>① 6か月未満</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年6か月未満</td> <td>約定利率×10%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年6か月以上2年未満</td> <td>約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td>④ 2年以上2年6か月未満</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 3年以上4年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑦ 4年以上5年未満</td> <td>約定利率×80%</td> </tr> </table> <p>ただし、②から⑦までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p>	① 6か月未満	解約日における普通貯金利率	② 6か月以上1年6か月未満	約定利率×10%	③ 1年6か月以上2年未満	約定利率×20%	④ 2年以上2年6か月未満	約定利率×30%	⑤ 2年6か月以上3年未満	約定利率×40%	⑥ 3年以上4年未満	約定利率×60%	⑦ 4年以上5年未満	約定利率×80%
① 6か月未満	解約日における普通貯金利率														
② 6か月以上1年6か月未満	約定利率×10%														
③ 1年6か月以上2年未満	約定利率×20%														
④ 2年以上2年6か月未満	約定利率×30%														
⑤ 2年6か月以上3年未満	約定利率×40%														
⑥ 3年以上4年未満	約定利率×60%														
⑦ 4年以上5年未満	約定利率×80%														
貯金保険制度 (公的制度)	<p>・保護対象</p> <p>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>														
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融共済部（電話：077-582-8861）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>滋賀弁護士会（電話：077-522-3238） 京都弁護士会（電話：075-231-2378）</p> <p>なお、上記弁護士会へ直接お申し立ていただくことも可能です。ただし、滋賀弁護士会へ直接お申し立てをされる場合には、事前に弁護士による法律相談（有料）を受け、紹介状を作成してもらう必要があります。（弁護士を代理人としてお申し立てされる場合には不要です。）</p>														
その他参考となる事項	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>														

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAおうみ富士

商品概要説明書

期日指定定期貯金

(2019年10月1日現在)

商品名	・期日指定定期貯金
ご利用いただける方	・個人のみ
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・最長3年 ・満期日は、この貯金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日を指定できます。(ただし、満期日の指定をするときはその1か月前までに通知が必要です。) ・預入時のお申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。なお、自動継続時に利息の元金組入れ後の金額が300万円以上となる場合は、商品が自動継続スーパー定期貯金(複利型)へ切り替わります。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・1,000円以上300万円未満 ・1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入日から1年経過後、任意の日に貯金の全部または一部について何回でも払戻しができます。ただし、一部支払いについては、1回あたり1万円以上1円単位となります。 ・一部支払後の残高が1万円を下回る一部支払はできません。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年ごとに複利計算をします。 ・20.315% (国税15.315%、地方税5%) ※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭のコピーボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により1年ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 預入時の2年以上利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満 預入時の2年以上利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満 預入時の2年以上利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満 預入時の2年以上利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満 預入時の2年以上利率×90% ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融共済部(電話:077-582-8861)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機</p>

	<p>関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>滋賀弁護士会（電話：077-522-3238） 京都弁護士会（電話：075-231-2378）</p> <p>なお、上記弁護士会へ直接お申し立ていただくことも可能です。ただし、滋賀弁護士会へ直接お申し立てをされる場合には、事前に弁護士による法律相談（有料）を受け、紹介状を作成してもらう必要があります。（弁護士を代理人としてお申し立てされる場合には不要です。）</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。

詳しくは窓口にお問い合わせください

J A おうみ富士

商品概要説明書

変動金利定期貯金＜単利型＞

(2019年10月1日現在)

商品名	・変動金利定期貯金単利																		
ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）																		
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・1年、2年、3年 ・預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。 																		
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・1,000円以上 ・1円単位 																		
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。																		
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入後6か月間は預入時の約定利率を適用し、預入日から6か月ごとに、当JAが預入の際に提示するスーパー定期貯金6か月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 ・中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率〔利率を変更したときは変更後の利率〕×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭のコピーボードに表示しています。 																		
手数料	—																		
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 																		
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 約定した預入期間が1年以上3年未満の場合 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">① 6か月未満</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上3年未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> </table> ただし、②から③の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 (2) 約定した預入期間が3年の場合 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">① 6か月未満</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6か月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>④ 1年6か月以上2年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6か月未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </table> ただし、②から⑥の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。 	① 6か月未満	解約日における普通貯金利率	② 6か月以上1年未満	約定利率×50%	③ 1年以上3年未満	約定利率×70%	① 6か月未満	解約日における普通貯金利率	② 6か月以上1年未満	約定利率×40%	③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%	④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%	⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%
① 6か月未満	解約日における普通貯金利率																		
② 6か月以上1年未満	約定利率×50%																		
③ 1年以上3年未満	約定利率×70%																		
① 6か月未満	解約日における普通貯金利率																		
② 6か月以上1年未満	約定利率×40%																		
③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%																		
④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%																		
⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%																		
⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%																		

<p>貯金保険制度 (公的制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融共済部(電話：077-582-8861)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>滋賀弁護士会（電話：077-522-3238） 京都弁護士会（電話：075-231-2378）</p> <p>なお、上記弁護士会へ直接お申し立ていただくことも可能です。ただし、滋賀弁護士会へ直接お申し立てをされる場合には、事前に弁護士による法律相談（有料）を受け、紹介状を作成してもらう必要があります。（弁護士を代理人としてお申し立てされる場合には不要です。）</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAおうみ富士

商品概要説明書

変動金利定期貯金＜複利型＞

(2019年10月1日現在)

商品名	・変動金利定期貯金複利												
ご利用いただける方	・個人のみ												
期間	・3年 ・預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いが できます。												
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000円以上 ・1円単位												
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。												
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入後6か月間は預入時の約定利率を適用し、預入日から6か月ごとに、当 J Aが預入の際に提示するスーパー定期貯金6か月ものを指標金利とした利 率設定方法により適用利率を変更します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算 をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。												
手数料	—												
付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いが できます。												
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て） により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">① 6か月未満</td> <td style="text-align: right;">解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td style="text-align: right;">約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6か月未満</td> <td style="text-align: right;">約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>④ 1年6か月以上2年未満</td> <td style="text-align: right;">約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6か月未満</td> <td style="text-align: right;">約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2年6か月以上3年未満</td> <td style="text-align: right;">約定利率×90%</td> </tr> </table> <p>ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回ると きは、その普通貯金利率によって計算します。</p>	① 6か月未満	解約日における普通貯金利率	② 6か月以上1年未満	約定利率×40%	③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%	④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%	⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%
① 6か月未満	解約日における普通貯金利率												
② 6か月以上1年未満	約定利率×40%												
③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%												
④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%												
⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%												
⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%												
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険 法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、 「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満た すもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保 護されます。												
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につつま しては、当J A本支店（所）または金融共済部（電話：077- 582-8861）にお申し出ください。当J Aでは規則の制定 など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努 め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話番号：03-6837-1359） でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機 関を利用できます。上記当J A金融共済部またはJ Aバンク相 談所にお申し出ください。 滋賀弁護士会（電話：077-522-3238） 京都弁護士会（電話：075-231-2378）												

	<p>なお、上記弁護士会へ直接お申し立ていただくことも可能です。ただし、滋賀弁護士会へ直接お申し立てをされる場合には、事前に弁護士による法律相談（有料）を受け、紹介状を作成してもらう必要があります。（弁護士を代理人としてお申し立てされる場合には不要です。）</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aおうみ富士